

●山内よし子議員の一般質問と答弁（大要）を紹介します。

## 1 1月定例会 一般質問

### 山内よし子（日本共産党、京都市南区） 2009年12月8日

#### 義務教育の真の無償化へ、就学援助の国庫負担復活と、市町村への周知徹底を

【山内】日本共産党の山内よし子です。通告しています数点について、知事並びに関係理事者に伺います。

いま、「構造改革」路線によって引き起こされた雇用や社会保障の破壊は、子どもたちを取り巻く状況に深刻な影響を与え、憲法第26条の「国民の教育を受ける権利」や「教育の機会均等」が根本から脅かされています。

格差と貧困の広がりそのものを解決していくことが大事ですが、それまでにも、家庭の経済的困難によって、子どもたちの未来が奪われることがあってはなりません。

そこで、経済的に苦しい家庭への教育支援について質問します。

第1に義務教育についてです。

憲法第26条では義務教育は無償とされています。しかしわが国の小中学校では、修学旅行や給食費、教材費などが、保護者負担になっています。文部科学省の平成18年の学習費調査でも、小学生で保護者負担は約10万円、中学生では約17万円となっています。しかし経済状況の悪化のもと、保護者の負担も限界です。

そこで就学援助制度によって所得基準を設けて学校給食費や学用品、修学旅行費などが援助されています。しかし2005年に国が就学援助の国庫負担を削減し、一般財源化されました。そのために各自治体で基準の切り下げが行われ、府内の自治体でも京都市や八幡市、宇治市などで基準が引き下げられたために、収入が増えていないのに就学援助が打ち切られ、「小学生の子供が3人いる世帯が給食費の支払いができなくなっている」「学校で斡旋したリコーダーが買えず、100円ショップでリコーダーを購入したが、どうしても音が合わない」など、深刻な事態になっています。

また府内の自治体間の格差も問題です。

本府の就学援助の受給者率は平成12年度は生活保護も含めて10.6%でしたが20年度は18%と大きく増えています。ところが所得による認定基準がない府内の自治体の今年度の受給率は平均10.3%となっています。京都北部や南部の小さな自治体では、所得による適用基準が示されていないところが多く、「保護者の職業が不安定で生活状態が悪い」とか、「昼食、被服が著しく悪くまた学用品・通学用品等に不自由している者」などを基準にしています。ある自治体の教育長は所得基準を示さない理由を「所得基準を設けると就学援助の対象となる児童生徒が不特定多数になる」「財源的なこともある」と答えています。

しかし経済状況の悪化の中で、一見豊かに見える世帯にも貧困が広がっています。本来所得による適用基準を示すべきなのです。あるおかあさんは「夫の収入もめっきり減り、私もパートを首になって、本当に就学援助を受けたいけれども、我が家が対象になるのか、基準がわからない」と話しておられます。

貧困化がすすむ中で、府内のどこに住んでいても、必要な世帯が就学援助が受けられるようにすべきです。そこで教育長に伺います。

第1に、国に対して就学援助の国庫負担を復活するよう求めるべきと考えますがいかがですか。

第2に 就学援助の基準や申請方法について、周知徹底が不十分な自治体について、基準の策定や広報について丁寧な支援を行うべきと考えますがいかがですか。また民生委員さんの所見欄は必ずしも必要なものではありません。客観的な所得証明などがあれば、民生委員さんの所見は必要がないことも周知すべきですがいかがですか。

また義務教育は全ての国民が身に付けなければならない公教育の基礎的部分を、だれもが等しく享受できるように保障するものです。給食も修学旅行もすべて大切な教育の一環で、本来保護者の経済状況によって左右されてはならないものです。

国民の大きな世論の中で、今高校教育の無償化にむけて国も動きつつある中、義務教育における保護者負担をなくし、義務教育を真に無償とすることが必要と考えますがいかがですか。お答え下さい。

**【教育長】** 就学援助の国庫負担について、現在地方交付税により市町村への財源措置がなされており、就学援助が必要なすべての子どもがその援助を受けられるよう、引き続き国に対して、財源措置の充実を働きかけていきたい。

就学援助制度の周知徹底について、毎年市町村あてに、制度の趣旨や申請手続き、対象となるものの民生条件等の周知を図るよう通知している。あわせて、就修学および進学、就職を支援するための援護制度一覧を府内の市町村や学校、就学援助を必要とする保護者に配布し、制度の周知を図っている。

民生委員の所見欄の取扱については、援助者である市町村で定められるべきものだが、児童生徒の生活状況や家庭の諸事情を総合的に判断するなど、それぞれの地域の実情に即した就学援助となるよう、適切な対応がなされていると考えている。

義務教育の無償化について、無償化の範囲は国において定められるものであり、現在授業料や教科書代の無償化の措置がなされているが、就学援助の充実を含め、保護者負担が一層軽減されるよう、今後とも国に要望していきたい。

## 高校教育での父母負担軽減へ、対象枠を広げた給付制奨学金と府の就修学援助制度の創設を

**【山内】** 次に、高校教育にかかわる保護者負担の軽減策について伺います。

高校入学時に必要な初年度納入金は、公立高校で授業料、入学金、制服代、教科書代、体操服代、PTA会費など全国平均で約32万円。私学の場合は、授業料、入学料、施設整備費だけで全国平均約71万円です。これに制服代、教科書代等を加えると相当な額になります。

京都府立高等学校教職員組合は毎年「修学保障のための調査」を実施されています。高校の現場からは、「通学定期が買えず、学校にこられない」、「ユニホーム代や遠征費などに多額の負担が必要なためクラブ活動を諦めた」、「大学合格後、弟を高校進学させるために就職へ進路変更した」など、保護者の経済状況が子どもたちの高校生活や進路に大きな影響を与えている深刻な実態が報告されています。また北部の定時制高校では経済的な事情で5人が修学旅行に参加できなかったり、また合格後に中学の校長先生から「授業料が免除されても制服代が払えないし、職業科の実習実費が払えないので入学を辞退する」という電話がかかってきたということも伺っています。

また私学に通う子どもの実態も深刻で、京都私教連が保護者にアンケートをとっていますが、そこには「経済的に余裕があるから私学に通わせているのではありません。負担は大きく、もっと真剣に考えて下さい」「学ぶ意欲をお金で不可能にしないで下さい。」という声がたくさん寄せられています。

私がお話を伺った私立高校1年生のMさんが1年間に学校へ納める授業料と施設整備費は75万円以上。他に入学金などが12万円、制服代や学校指定のかばんや靴、体操服代等は学校生活で必要最小限のものだけを選択しても13万円で初年度納入金だけでも100万円以上かかりました。本府の貸付金も借りましたが不十分で、勉学に必要な辞書などがいまだに購入できていません。

お金がないために高校で学べない子どもをなくすために、文部科学省は「高校の実質無償化」の方針を打ち出し、公立高校生へ授業料相当額の約12万円を助成。私学の高校生にも年収500万円以下の世帯には公立の倍額の約24万円、それ以外は公立と同様の約12万円を助成するとしています。しかし、それでも公立で約20万円、私学では約47万円～59万円の負担が残ります。

これでは実質無償化になりません。文部科学省は入学料と教科書代を対象にした給付制奨学金を創設するための予算を概算要求しています。給付制奨学金が創設されることは多くの国民や若者の運動の粘り強い運動の結果であり、賛成ですが枠を広げなければ、制服代や体操服、修学旅行の費用など15万円から30万円程度の負担が残ります。

そこで伺います

国に対して高校教育無償化にむけて私学の施設整備費も含めて授業料も無償にするとともに、給付制奨学金については、対象枠を広げ、制服代や修学旅行の費用なども含めたものにするよう、要望して頂きたいと思いますがいかがですか。

また国で高校教育の無償化や十分な給付制奨学金制度が創設されるまで、本府としても、義務教育で実施されている就学援助制度に準じた制度として、私学と公立の高校の保護者負担を軽減するために、制服代や修学旅行費、学用品費など就学支援のための助成制度を創設されることを提案しますがいかがですか。以上2点、知事に伺います。

また本府の通学費の補助制度が今年度より、若干改善されました。回数券も対象にすることや低所得者には17000円を超える金額の半額を補助することは一歩前進ですが、17000円の基準では最低でも187000円の負担が生じます。さらなる改善が必要と考えますがいかがですか。

**【知事】** 高校生の修学支援について、現在国において来年度予算編成が行なわれており、その中で経済的理由により修学を断念することがないよう家庭の教育負担の軽減をはかるために、高校授業料の無償化と給付型奨学金制度の創設を国に提案している。京都府はすでに、授業料以外の修学費について、入学支度金の貸与制度を設けるとともに、私立高校の施設協力費については、授業料減免補助の対象としているところ。今回、国の高校授業料無償化に伴う一定の支援金が支給されても、私立高校の場合はなお家計負担が残ることから、京都府としては、一定の所得以下の世帯の私立高校生に対し、授業料とともに、入学金や生活費、施設協力費等、授業料以外の経費についても実質無償化が図られ、地域の実情に応じた修学支援制度となるよう提案している。

今後とも、国の制度構築等の状況を総合的に見極めながら、府議会や学校関係者のご意見を聞きながら、できる限りの修学支援策を検討していきたい。

**【教育長】** 通学費補助制度のさらなる拡充について、昨今の極めて厳しい経済状況の下で、今年度から従来の通学補助に加え、経済的に厳しい状況にある家庭への交付基準額を緩和するとともに、回数券についても対象とするなど、全国にも例のない手厚い制度として充実を図った。今後とも、市町教育委員会とも連携し、児童生徒が安心して学べるよう総合的な支援に努めていく。

**【山内・指摘要望】** 高校教育について、いま知事が京都府としてはいろいろな制度を持っていると答弁されましたが、ほとんどが貸付金制度で、高校を卒業した段階で大きな借金を背負うことになる。国でいろいろと対策が講じられるということですが、それまでも京都府で緊急の措置として、就学援助に準じた制度を高校でもつくっていただきたい。強く要望しておきます。国に対しても、早急に支援等を具体化するように求めておきたい。

義務教育について、府教委はこれまで、府内の市町村の実態を把握していくということを委員会で答弁いただいていた。実態を把握した上で、丁寧な支援が必要だと思います。

ある町では、新規就農者として京都市内から子ども2人を含む家族4人で移住されたかたが、農業収入がわずか数十万円しかなく、就農者への補助金も出ないもとので、生活が大変と就学援助を申し込まれたが、受けられなかった。実態として母子家庭しか就学援助が受けられないという自治体もある。通知を送ることも大事ですが、実態がどうなっているかも把握していただいて、丁寧な支援をお願いしたい。

援護制度一覧ですが、京都府の援護制度一覧を利用して就学援助の周知を行なっている自治体があるが、平成16年を最後に援護制度一覧の就学援助のところが金額が抜けていて非常に分かりにくいものになって

いる。そこはもとに戻して、就学援助の国の基準はこうなんだということを示していただきたい。

財政措置も、就学援助の国庫負担を復活するということを強く求めていただきたいと要望しておきます。

## 教育の重要な一環であるスクールバスと給食の民間委託は許せない。舞鶴支援学校での民間委託はもとに戻し、八幡支援学校での民間委託方針は撤回せよ

【山内】次に特別支援学校のスクールバスと給食調理の民間委託について質問します。

来年4月に開校予定の八幡支援学校でスクールバスと学校給食については民間に委託する方針が先日明らかにされました。関係者や保護者には「検討中」というだけでまともに声も聞かず、一方的に民間委託を行うことは許すことはできません。

私たちは一方的な民間委託に強く抗議し、民間委託の方針を撤回するよう求めるものであります。

現在府立の支援学校では給食調理とスクールバスはほとんどが直営で行われています。

本府の職員がバス介助にあっている学校では保護者や担任、保健室との連携を大切に、バスの中を「動く教室」として位置づけ、集団の目で子どもたちの命と健康、発達を保障する仕事に取り組んでおられます。

正規の介助職員はバスの送迎以外の時間帯は教室に入り、教員と一緒に子どもたちの発達保障を担っています。子どもがパニックになったらどうしたらいいのか、この子どもは今何を訴えようとしているのか、日常的に把握しているのでバスの介助ができるのです。

バスの車内では、頭をイスに打ち付けるなどの自傷・他傷行為のある子や、てんかん発作を起こす子など一人ひとり症状が違います。道路が渋滞していつもの時間に定点につけなかったり、あるいは工事中で回りをしなければならなかったりすると、パニックを起こす子どももいます。医療的ケアの必要な子どもはバスの乗車時間が延びることによって、命にかかわる事故を起こすこともあります。

バス介助は担任や保健室の先生、また保護者と密接な連携がなければなりたない仕事です。

給食についても同様です。障害児学校の給食の調理員さんも一人ひとりの子どもたちの様子を担任から直接聞いたり、あるいは教室に見に行き、子どもにあった食事を提供しています。重度重複障害の子どもたちは食べることが命につながっています。かむこと、飲み込むことの困難な生徒に対しては、季節による食材の固さまで考えたきめ細やかな対応が必要です。教育としての給食の役割も大変重要で栄養職員、担任と密接な連携が必要です。

そこでまず伺います。

バス介助も給食も子どもたちの命を守りさらに発達を保障する、教育の一環と考えますがいかがですか。さらにバス介助では介助員と教職員の、給食では栄養職員や教員と給食調理員の密接な連携があってこそ教育として成り立っているではありませんか。なぜ直営ではダメなのですか。民間委託でこれまでの教育が保障されるとお考えですか。お答え下さい。

請負契約では委託を受けた業者が委託元から独立して仕事をしなければ、偽装請負になります。

2009年3月31日にだされた厚生労働省の偽装請負に関する疑義応答集では「作業工程の指示」で「仕事の順序・方法等の指示」や「作業の内容・順序・方法等に関して文書等で詳細に示す」ことも「偽装請負と判断される」としています。

兵庫県では行財政改革の一環で、2005年度以降に開設した県立特別支援学校のスクールバスの運行と添乗が民間委託されました。民間委託撤回を求める兵庫県高等学校教職員組合に対し、当初県教育委員会は「学校と添乗員は密接に連携をとるので安全面で問題ない」と説明していましたが、2万人分もの委託反対署名の提出を経て今年3月、現状の運営に違法性が高いことを認めざるをえなくなりました。その後、学校が添乗員に直接指示することをやめ、FAXなどで情報交換を行うようになりましたが、県教育委員会は「子どもの安全に問題が生じるなら、契約の見直しも考えないといけない」と言わざるをえなくなっているの

す。

また、学校給食の民間委託で、偽装請負の疑いがあると労働局に是正指導される自治体も出てきています。

滋賀県湖南市では2007年9月に小中学校の学校給食を民間委託する予定でしたが、栄養職員が委託業者の調理員に指示をすることが偽装請負にあたると指摘され、民間委託を見送りました。兵庫県丹波市でも同様に兵庫労働局からの是正指導をうけて給食の民間委託を凍結しました。

このように、本来教育の重要な一環であるスクールバスや給食を民間委託すれば、子どもたちにゆきとどいた教育ができない、丁寧にしようとすれば偽装請負とされるという矛盾が明らかとなっているのです。

そこで伺います

八幡支援学校におけるスクールバスと給食の民間委託について、偽装請負の生じる可能性があることは検討されたのですか。

また、舞鶴支援学校のスクールバスと給食の民間委託を直営に戻すこと、同じく八幡支援学校での民間委託を撤回することを強く求めるものですが、いかがですか。お答え下さい。

**【教育長】**八幡支援学校のスクールバスと給食の民間委託について、児童生徒の安心・安全の確保は、健やかな心身の発達を図るために、適切なスクールバスの運行や、児童生徒1人1人に対応した給食は重要であり、スクールバスにおける児童生徒の介助や給食の調理についても、教育活動を支える役割を担うものと考えている。

スクールバスと給食の委託については、一律にそのような方式をとっているわけではないが、すでに府立舞鶴養護学校において、バスの運行と児童生徒の介助、給食の調理と食器洗浄等を民間事業者へ委託しており、必要な連携を取りながら、登下校の安全確保や児童生徒にあわせた給食が円滑に行なわれていることから、民間に委託した場合においても、児童生徒に対して、これまでと同様の教育が実施できているものと考えている。

また、委託契約を締結した民間事業者は、契約に基づいて労務管理等、その業務を独立して行なうものであり、ご指摘のような法令上の問題はないと考えている。

八幡支援学校においても、このような実績などを踏まえて、総合的に検討した結果、民間委託することとした。今後とも、特別支援学校の児童生徒の安心・安全を確保し、健やかな心身の成長を図るため、スクールバスの運行と学校給食が円滑に実施されるよう努めていきたい。

**【山内・再質問】**バスの介助員は朝、最初に子どもと顔を合わす先生です。その時のわずかな時間帯に保護者から子どもたちの様子を聞いてバス介助にあたり、バスの中の状況を担任に伝えています。またバスの中で子どもが発作を起こすことがたびたびあると伺いました。とりわけ無呼吸やてんかんの小発作などは一見発作が起こっていることが分かりませんが救急搬送が必要な場合もあります。子どもたちがバスに乗っている間、教職員は全員学校でスタンバイして介助員から連絡があればただちに現場に駆けつけたり、相談にのったりということが日常的に行われていますが、民間委託ではこうした対応をとろうとしたら偽装請負が生じるのではないですか。

給食についても、朝保護者から、今日は便が軟らかいか便秘しているとか、体調の変化などを連絡帳で担任が確認し、給食調理員さんに直接伝えて、ご飯の固さや材料の変更なども行っている。欠くことのできないこうしたことが民間委託でやろうと思えば、偽装請負となるけれども、どのように対応されるのですか。具体的に再答弁を求めます。

**【教育長・再答弁】**業者等の調整等については、民間業者に責任者をおいており、その責任者で行なうこととしており、独立性は確保されている。それぞれの指示が恒常的なものでない限り、業務の独立性を侵害するものとはされていないところであり、緊急事態の場合は必要な連絡を取っており、適切に対処している。これらのことは、関係機関にも相談して、意見を求めているが、特段の指導を受けているということはない。いずれにしても、制度的にも実体的にも、適切な運営となるように努めていきたい。

**【山内・指摘要望】**緊急事態が起こったら連絡を取り合うと答弁されましたが、重度障害の子どもたちには、たびたびそういうことが起きるわけです。ですからいつも教職員が緊張してスタンバイして、バスの中と学校の連携を常に大切にしている。給食についても、子どもたちの体調が日々変化するわけですから、緊急事態ではなく、毎日そうした連携が密接に必要だということを述べておきます。

養護学校ができる以上は、今までの養護学校より良い養護学校を作ってほしいというのが保護者の願いです。自分の気持ちや体調の変化を言葉で表現できない子どもたちも多い障害児教育の場で、スクールバスの乗車や給食はまさに、教育の一環として行われてきた重要な、欠かすことのできないことです。

だからこそ、民間委託は直ちに撤回し、直接雇用とすることを強く求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。